

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し行った「昭和 年 月認可に係る 事業組合の 設置認可申請書の附属書類たる規約」（以下「本件規約」という。）のうちの発起人 の住所および氏名についての不開示決定はこれを取り消し、再度決定をし直すべきである。

また、発起人 の出資口数については、これを記述する文書は存在しないので、不存在決定を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成19年6月26日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「昭和 年 月認可に係る 事業組合の 設置認可申請書の附属書類たる規約のうち、発起人 の住所、氏名および出資口数」（以下「本件個人情報」という。）の開示を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件個人情報については、条例第2条第1号による個人情報に該当せず、また、条例第15条第2号の異議申立人以外の個人情報に該当するものとして、条例第19条第2項の規定により不開示決定を行い、その旨を平成19年7月11日付け滋総第 号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件個人情報の不開示決定を不服として、平成19年7月26日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件個人情報の不開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、死者である父親の相続人であり、その財産を相続している。
- (2) 本件個人情報 は父親の財産に関する情報であり、異議申立人である相続人の相続財産に関する個人情報でもある。
- (3) よって、異議申立人に開示請求権はあるので、不開示決定は違法、不当である。

第4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 条例第2条第1号の個人情報について

条例第2条第1号の個人情報の定義では、個人情報は生存する個人に関する情報と定められており、今回請求された個人情報は死者の個人情報であるため、開示請求の対象としての保有個人情報に該当せず、異議申立人に開示請求権はない。

2 相続財産に関する情報について

異議申立人は死者の相続人ではあるが、本件個人情報には相続財産に関する情報はないので、死者の情報は異議申立人の情報とは言えず、異議申立人には本件個人情報について開示請求権はない。

3 条例第13条第1項の開示請求権者について

条例第13条第1項では、本人が自己の個人情報について開示請求できると定められているが、異議申立人は本件個人情報の本人ではない。また異議申立人は死者(父親)とは密接不可分な関係であるとはいえないから、異議申立人に開示請求権はない。

4 条例第15条第2号の不開示情報について

条例第15条第2号では、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の個人情報が含まれている場合には、その情報を不開示にすることが定められている。本件個人情報はこの開示請求者以外の個人情報に該当するので不開示とした。

第5 審議会の判断

1 審議会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障することとしている。一方、第15条では、開示の例外として実施機関が開示しないことのできる個人情報を制限的に列挙しており、当該情報が第15条各号のいずれかに該当している場合を除き、請求のあった個人情報を開示しなければならないと規定

している。

しかしながら、本件開示請求において、実施機関は、本件個人情報に死者の個人情報であり、開示請求の前提となる条例第2条第1号の個人情報に該当しない、また、異議申立人は条例第13条第1項の本人に該当しないとして不開示決定を行っている。そこで条例第2条第1号および条例第13条第1項該当性について判断し、その後、条例第15条第2号該当性について判断する。

(2) 条例第2条第1号該当性について

ア 条例は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的としているが、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であること等から、条例第2条第1号により個人情報の範囲を生存する個人に関する情報に限っている。しかし、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする個人情報として開示請求を認めることができると解釈運用されている。

すなわち、平成16年9月1日付けの滋賀県個人情報保護審議会の意見においては「死者に関する個人情報の取扱いについて、社会通念上、死者の遺族自身の個人情報とみなせる場合は、当該遺族の自己の個人情報として条例の運用により開示請求を認めることが適当である。」という意見が出されている。

具体的には、死者の財産が遺族等に相続された場合には、相続人は死者の財産上の法律関係を承継するので、死者の財産に関する情報については、死者の個人情報であると同時に遺族等の相続財産に関する情報でもあり、遺族等に開示請求を認めることができるものと解釈できる。

また、死者の財産に関する情報とは、財産そのものに関する情報だけでなく、財産があることを前提にそこから派生している情報も含むものと解することができる。

従って、遺族等の相続人が死者の財産を前提にそこから派生した情報について開示請求を行った場合は、死者の個人情報を相続人本人の個人情報として、開示請求を認めることができるというべきである。

実施機関は、本件個人情報は生存する個人に関する情報ではないとして、条例第2条第1号を根拠に不開示決定を行ったが、この決定は妥当ではない。

イ 実施機関は、本件規約に、相続財産に関する情報の記載があれば開示するが、相続財産の記載がないので、異議申立人には開示請求権はないとして、不開示決定を行っている。相続財産に関する情報を相続財産そのものの情報に限定した解釈を採用したものであるが、当審議会は、前記のとおり、相続財産に関する情報を死者に財産があることを前提にそこから派生した情報を含むものであると解釈し、本件請求について以下のとおり判断する。

異議申立人が提出した資料および口頭説明等から判断すると、異議申立人が父

親の相続人であることおよび父親の財産を相続していると推認することができる。しかも、異議申立人以外の相続人から、相続分を受けることができない旨の証明書が提出されていることから、父親の相続財産すべてについて異議申立人に相続権があるものと思われる。

本件規約によれば、設立に関する資本総額100万円、1口の出資額5万円、出資口数20口と記載されている。また、末尾には、発起人の「住所、氏名及び出資口数左の如し」と記載されているが、異議申立人が求めている父親の出資口数は記載されず、発起人の1人として父親の住所・氏名が記載されている。このことから、異議申立人の父親は一定の出資口数即ち出資金を負担していたと推測される。従って、本件規約に記載されている父親である発起人の住所・氏名は、父親の財産である出資金を前提にそこから派生した異議申立人の相続財産に関する情報ということができ、異議申立人は、開示請求をすることができるものと判断する。なお、本件規約には父親以外の個人情報である発起人の住所・氏名が記載されているので、実施機関はこの部分を不開示とすべきことはいうまでもない。

(3) 条例第13条第1項該当性について

条例第13条第1項では、何人も、実施機関に自己の個人情報について開示請求をすることができるものと定められている。

しかし、実施機関は、異議申立人は本件個人情報の本人には該当しない、また異議申立人は本人(父親)とは密接不可分な関係であるとはいえないので、同項には該当せず、従って不開示決定を行ったと主張している。

しかしながら、上記でも述べたように、死者の個人情報の場合には、相続人が本件個人情報の開示請求権者に該当する場合がありますので、その該当性について十分検討せず、形式的に解釈するだけで不開示決定を行ったことは妥当でない。

(4) 条例第15条第2号該当性について

条例第15条は、開示請求があった場合に、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないことを定め、同条第2号では、開示請求者以外の個人情報を不開示情報と定めている。

実施機関は、本件個人情報は開示請求者以外の個人情報であるとして、この条文を根拠として、不開示決定を行ったと主張している。

しかし、上記のとおり、死者の個人情報の場合には、相続財産のように死者の個人情報が異議申立人の個人情報と認められる場合もあるので、形式的に解釈して、異議申立人以外の個人情報として不開示決定を行ったことは妥当ではない。

(5) 発起人の出資口数について

当審議会が該当する文書を検討したところ、出資口数の記載している部分は存在しなかった。

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

2 審議会の処理経過

当審議会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成19年 8 月24日	・実施機関から諮問を受けた。
平成19年 9 月18日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年10月14日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成19年12月17日 (第43回審議会)	・実施機関から保有個人情報不開示決定について口頭説明を受けた。
平成20年 1 月22日 (第44回審議会)	・異議申立人から異議申立て理由等について意見聴取を行った。 ・諮問案件の審議を行った。
平成20年 3 月10日 (第45回審議会)	・諮問案件の審議を行った。